

## 会津若松市公式SNSアンバサダー設置要綱

(令和元年12月6日 決裁)  
(令和7年4月1日 決裁)

### (設置)

第1条 本市の事業やイベント、まちの魅力などを発信するため、会津若松市公式SNSアンバサダー（以下「アンバサダー」という。）を設置する。

### (活動)

第2条 アンバサダーは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 個人のSNSアカウントを活用した日常的なプロモーション活動
  - (2) 市の広報紙やSNS等に掲載するプロモーション記事及び写真の提供
  - (3) その他市長が必要と認めるプロモーション活動
- 2 前項第2号により提供された記事は、市担当者がその内容を校正のうえ掲載するものとし、市公式SNSへの投稿は市担当者が行うものとする。

### (資格)

第3条 アンバサダーに登録することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 会津若松市学生PR部に登録していた者
- (2) 市内に実際に居住し芸能活動等をしている者
- (3) 効果的なプロモーション活動を実施することができる者と認められる者

### (任期)

第4条 アンバサダーの任期は、登録した日からその日の属する年度の末日までとする。

- 2 任期中に市公式SNSアカウント等に投稿したアンバサダーの写真や動画等は、原則として任期終了後も削除しないものとする。

### (選考及び登録)

第5条 アンバサダーの選考にあたっては、必要に応じて面談等を実施するものとする。

- 2 アンバサダーとして選考された者は、別に定める登録用紙を提出することにより、アンバサダーとして登録を受けるものとする。

### (謝礼等)

第6条 市は、アンバサダーへの謝礼等の支払いは行わないものとする。

- 2 第2条第1項に掲げる活動に使用する機器類等でアンバサダー個人が所有するものの購入費や通信費、交通費等の活動に係る経費は、アンバサダーの自己負担とする。

### (知的財産権)

第7条 第2条第1項に掲げる活動における写真、動画等の使用に関し、アンバサダーに帰属する著作権及び肖像権については、市の広報紙やSNS等における使用を許可しているものとみなす。

### (個人情報の取扱い)

第8条 市は、第5条第2項の登録を行った者から収集した個人情報をこの要綱に基づく事務以外には利用しないものとし、会津若松市個人情報保護条例（平成15年会津若松市条例第2号）の規定により適切に取り扱わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、アンバサダーの個人情報のうち、次の情報は公開するものとする。
- (1) 顔写真
  - (2) 氏名又はニックネーム
  - (3) Instagramアカウント名
  - (4) その他アンバサダー本人が事前に承諾した活動に関する情報

### (禁止行為)

第9条 アンバサダーは、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令等に反する行為

- (3) 第三者を誹謗中傷する行為
- (4) その他市長が不相当と認める行為

(登録の抹消)

第10条 市長は、アンバサダーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 辞退の申し出があったとき。
  - (2) 第2条に規定する職務を遂行しないとき。
  - (3) 第3条の資格を満たさなくなったとき。
  - (4) 第9条の規定に違反したとき。
  - (5) その他市長が登録を取り消す必要があると認めたとき。
- 2 市長は、アンバサダーの登録を取り消した場合は、速やかに登録されていた個人情報を削除するものとする。
- 3 第1項第2号又は第4号の規定により登録を抹消された者は、再度アンバサダーへの申込みをすることができない。

(免責事項)

第11条 第2条第1項第1号に規定する活動により、アンバサダーに不利益、損害、事故等が生じた場合、市は、一切その責任を負わない。

- 2 市長は、アンバサダーの承諾の有無にかかわらず、その活動の一時中断、停止、中止又は廃止することができる。この場合において、アンバサダーに不利益又は損害が発生しても、市はその責任を一切負わない。

(庶務)

第12条 アンバサダーに関する庶務は、企画政策部シティプロモーション課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。